

平成24年1月10日
交 通 局

職員の懲戒処分等について

東京都交通局長は、本日、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分等を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1 通勤中の非行事故

(1) 懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	42	男性	停職6月

(2) 事故の概要

平成23年6月20日、事故者は、出勤途中の都営地下鉄の車内において、カメラ機能付きの携帯電話機を使用して女性に対する盗撮行為を行った。

なお、事故者は「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」違反により同年12月2日に略式命令（罰金20万円）を受けている。

2 乗務中の人身事故

(1) 懲戒処分の内容等

ア 事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	25	男性	停職1月

イ 管理監督者

副参事 訓告

(2) 事故の概要

平成23年6月21日、事故者は、都営地下鉄に乗務中、出発監視を怠ったこと等により、お客様の手を列車のドアに挟んだ状態で発車させ、列車でホーム上を引きずり、転倒・負傷させた。

3 乗務中の道路交通法違反

(1) 懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	57	男性	戒告

(2) 事故の概要

平成23年10月14日、事故者は、都営バスを回送運行中、都内の交差点において、通行区分が指定されている左折通行帯から直進した。

4 酒気帯び出勤

(1) 懲戒処分の内容等

事故者

事故発生日	職層	年齢	性別	内容
平成23年 9月12日	主事	52	男性	戒告
平成23年 10月10日	主事	47	男性	戒告

(2) 事故の概要

事故者は、都営バス営業所において、乗務前に行う乗務検査（アルコール検査）の際に呼気中に内規の基準を超えるアルコール反応が検知されて、乗務禁止措置を受けた。